

保護者様

与謝野町立岩滝小学校

## 「警報発令時」における登校等について

警報が発令された場合の登校等につきまして、下記の通り対応しますので、よろしく  
お願いします。なお、このお知らせは保存しておいてください。

記

### 1 警報が出ている場合

- 朝、7時の段階で、京都府北部または丹後地方に『〇〇警報』が発令されている  
場合は、自宅待機とします。電話等での連絡はしません。

(但し『波浪警報』『高潮警報』等、波に関する警報は除く)

※『警報』はテレビ等の気象情報で確認してください。

### 2 朝7時以降に警報が出た場合

- (1) 登校班集合場所に行く前に警報が発令された場合は、自宅待機とします。
- (2) 登校途中で警報が発令された場合は、自宅に近ければ、家に引き返し自宅待機と  
します。学校の近くまで来ていれば、そのまま登校します。状況を見て職員が付き  
添って下校します。

### 3 自宅待機後の対応について

- (1) 午前9時30分までに、地区連絡網で下記のどちらかの連絡をします。
  - ア 自宅待機後に『警報が解除された場合』は、学校から登校時刻を連絡します。
  - イ 『警報が続行し、登校が危険だと判断した場合』は、『臨時休業』の連絡を  
します。
- (2) 地区連絡網について
  - ア 連絡は、職員地区担当者から各登校班長に連絡をし、班長から班連絡網で班  
員に伝えます(学校→登校班長→班員)。
  - イ 連絡が最後の人まで確実に届くために、できるだけ保護者の方で次の家に連  
絡していただきますようお願いします。
  - ウ なお、連絡がつかない場合は、一人おいて次の人に連絡をお願いします。そ  
の後連絡がつかない児童名を学校へお知らせください。

### 4 学校にいるときに警報が発令された場合

状況により、途中で授業をやめて下校することがあります。その場合、児童個人票  
に書いていただいた帰宅先に下校したり、学校で迎えを待ったりします。